

「(仮称) 千葉市公共建築物の個別施設計画」の作成について

1 背景

- (1) 「千葉市公共施設等総合管理計画(以下、「総合管理計画」という。)(平成27年5月)では、同計画で定めた基本的な考え方や取り組みの方向性に基づき、個別施設毎の具体的な対応方針を定める計画として「個別施設計画」を策定することとしている。
- (2) 各府省庁は、今後、国の「インフラ長寿命化基本計画」(平成25年11月)に基づき、平成32年度までのできるだけ早い時期に各地方公共団体等が個別施設計画を策定するよう、所要の働きかけを行うこととしている。
- (3) 総務省は、平成27年度に創設した「公共施設等適正化事業債」等を、平成29年度より「公共施設等適正管理推進事業債」として内容を拡充するとともに、「集約化・複合化事業」、「長寿命化事業」、「転用事業」及び「市町村役場機能緊急保全事業」に係る事業債の活用にあたっては、個別施設計画に基づく事業であることを要件としている。

2 計画の構成イメージ

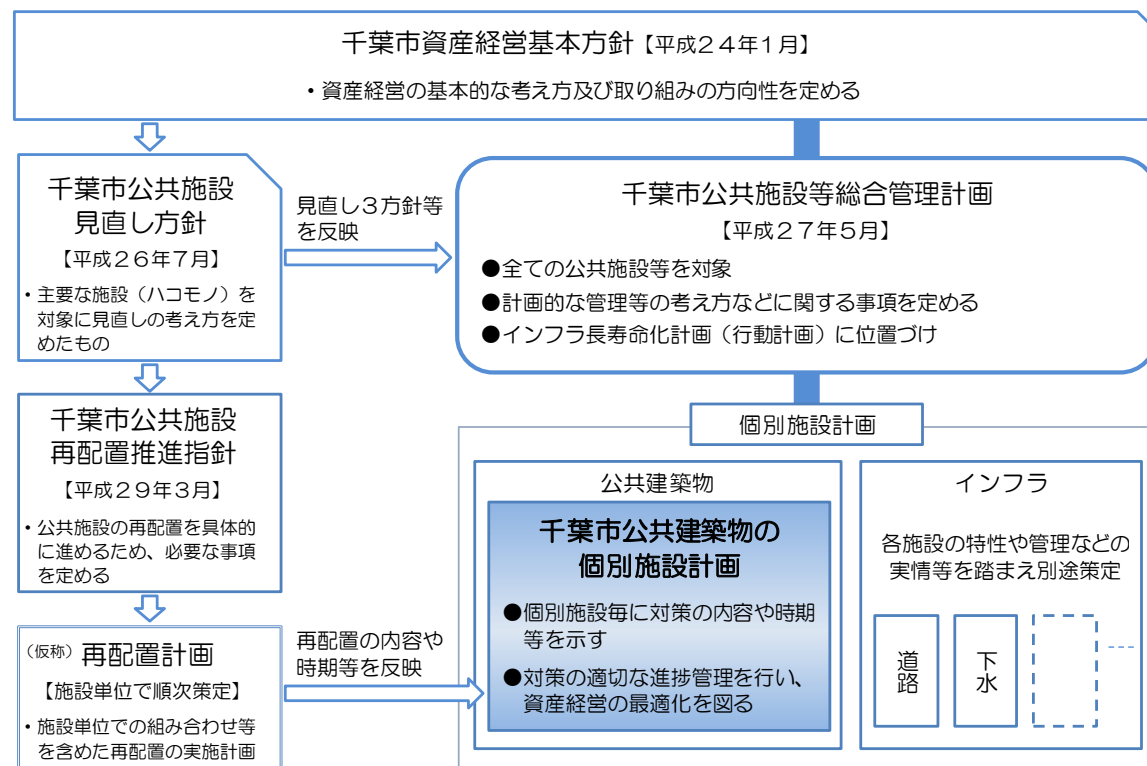
計画の概要、個別施設毎の対策内容や実施時期等の設定に関する考え方などを記載する『本編』、対策の内容や時期等を「個別施設の対策リスト」として示す『別冊編』の2部構成として作成する。

(1) 本編

ア 計画体系

- 本計画では、総合管理計画で定めた基本的な考え方などに基づき、本市が保有している公共建築物の見直しや計画的な保全を推進するため、個別施設毎に、集約化・複合化などの再配置や長寿命化といった対策の内容や実施時期等を示す。
- インフラについては、各施設の特長や管理などの実情等を踏まえ、計画策定の単位を設定した上で、別途、その単位毎に個別施設計画を策定するものとして整理。

■資産経営における本計画の役割



イ 対象施設

- 公共建築物のうち、**建物を有する主要な施設**を対象とする(軽微な施設等は除く)。
- ただし、既に個別施設計画を策定している市営住宅や、策定予定である小・中学校等の学校施設、同種・類似の計画を定めており見直し時に個別施設計画の策定を予定している保育所など、別途、個別施設計画を策定する又は策定予定の施設については、本計画の対象外とする。

■対象施設の内訳

区分	用途	主要な施設グループ	備考
建物を有する主要な施設			
1	学校教育施設	小学校、中学校、養護学校、高等学校 学校給食センター、看護師養成施設、教育センター、 養護教育センター	対象外: 学校施設の長寿命化計画を策定予定
-	市営住宅	市営住宅	対象外: 既に個別施設計画(千葉市営住宅長寿命化・再整備計画)を策定済み
2	公園・スポーツ・レクリエーション施設	有料公園、有料公園施設(スポーツ施設以外)、 交通公園、体育館、野球場、球技場、プールなど	
3	行政施設	庁舎、区役所、環境事業所、土木事務所、 消防署など	
4	文化施設	コミュニティセンター、勤労市民プラザ、市民会館、 ホール、美術館、博物館、科学館など	
5	社会教育施設	図書館、公民館、生涯学習センターなど	
6	医療施設	病院、休日救急診療所など	
7	高齢・障害・社会福祉施設	いきいきセンター、いきいきプラザ、ハーモニープラザ、 こころの健康センターなど	
8	児童福祉・子育て支援施設	保育所 子育て支援館、子育てリラックス館、子ども交流館、 子どもルーム	対象外: 同種・類似の計画(公立保育所の施設改善に関する基本方針)を策定しており、見直し時に個別施設計画を策定予定
9	その他	地方卸売市場、ふるさと農園、農政センター、駐車場、 斎場、平和公園、桜木霊園、公営事業事務所など	
軽微な施設等		倉庫、消防団器具置き場、観測所、測定所、公衆便所、 休廃止施設(旧花見川第二小学校など)など	対象外

ウ 計画期間

- 個別施設の対策として本計画に随時反映していく再配置計画の策定や、計画的な保全の取り組みに要する期間等を踏まえ、**平成30年度から平成39年度までの10年間**を計画期間とする。

エ 対策内容の設定に関する考え方

- 各施設について、**資産の総合評価**で示した評価結果や方向性(見直し・当面継続・計画的保全)等に基づき、個別施設毎に対策の内容や実施時期等を設定する。

(2) 別冊編「個別施設の対策リスト」

本計画の対象施設を用途毎に一覧で掲載し、個別施設毎に対策の内容や時期等を示す。(※)資料3-2

3 今後のスケジュール(予定)

平成29年	8月22日	資産経営推進委員会における審議等
	～12月	素案の作成
平成30年	2月	資産経営推進委員会における審議等
	3月	案の決定 → パブリックコメント手続
	5月	計画の策定